

平成26年度第1回（第214回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成26年8月20日(水) 13:30~15:07

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 平成25年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について 【資料1-1～3】
- ② 平成26年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について 【資料2】

(2) 報告事項

- ① 国民健康保険料等収納対策について 【資料3】

(3) その他

出席委員（23人）

- 大内委員、高谷委員、沼田委員、武川委員、薄委員、佐藤(太)委員、櫻田委員
- 永井委員、青沼委員、清水委員、長田委員、小菅委員、北村委員、高橋(将)委員
- 佐藤(正)委員（会長）、木村委員（副会長）、加藤委員、庄司委員、渡辺委員、鎌田委員、石川委員
- 横式委員、庄司委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼管理係長、同課主幹兼徴収対策室長、同課保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保健福祉センター参事兼保険年金課長

《署名委員》

大内委員、横式委員

《会議経過》

○ 新委員報告

(平成 26 年 8 月 15 日付けで被用者保険等を代表する委員 1 名を委嘱)

○ 会長の佐藤(正) 委員により議事進行

【佐藤会長（以下会長）】

協議事項①の「平成 25 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」事務局から説明を願います。

【保険年金課長（以下課長）】

平成 25 年度の仙台市国民健康保険事業決算（案）につきましてご報告させていただきます。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【大内委員】

第 1 点は、一人あたりの医療費が平均で 31 万 8,196 円となっておりますが、これは全国レベルでいうとどの辺の位置にあるのかということ。それから、1 番少ない県、あるいは政令市はどこかを教えていただきたいということです。

もう一つが、医療費以上に嵩んでまいりますけれども、医薬品、なるべく病気にからないようとする施策というのを、よくテレビ等でお話を聞きますけれども、確かに富山県のあたりで、なるべく医療費を少なくするような施策をとっているという話がありますが、仙台市としてはどのような施策をとっているかということです。

この 2 点をお伺いいたします。

【課長】

まず、お一人あたりの医療費が全国的に見た場合にどの辺の位置にあるのかというご質問がございました。全国平均からいたしますと、仙台市の一人当たりの医療費は若干高いレベルにございます。

それから、医薬品等々の医療費の削減についての取り組みというお尋ねでございました。昨年度の本協議会の中でもご議論いただきまして、いわゆる後発医薬品に関してのお知らせといったものを、今年の 2 月から実施をいたしてございます。

その他、特定健診と申しまして、40歳以上の方について、いわゆるメタボ健診と言われているものがございます。実施をした結果、結果が要医療といったような方については、医療機関を受診していただくように、こちらから勧奨するといったような保健事業も実施をしているところでございます。重症になる前に、医療機関を受診していただくといった取り組みが重要と考えてございますので、そういった観点で保健事業に取り組んでいるところでございます。

【会長】

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ご意見、ご質問がなければ「平成25年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとのことでございますので原案のとおり承認をいたします。

続きまして、協議事項②の「平成26年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）」について事務局からご説明を願います。

【課長】

それでは、資料の2をご覧ください。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件についてご意見、ご質問等はございませんか。

【鎌田委員】

歳入の確保の方で確認をさせていただきたいのですが、お支払いいただけない方々に対する対応というのが、当然収納率を高めていく方策だと思うのですが、その一つとして、まず、ご本人の元にちゃんと通知が届いているのか、また、支払われない状況の把握というのをどのようにされているのか確認させていただきたいというのが一つ。

もう一つが、総括収納率77%ということで目標を示されておりますけれども、先ほどの資格の点検等の中で、当然、滞納の場合と、状況把握して手続きを済ませることによって減免の対象になる方も生じていくかと思いますが、そのあたりのところで、総括収納率に与える影響というのは何かあるのか確認をしておきたいと思いました。

もう一つは、一般の保険者から国保の方に移行される場合、手続きによって、特例として2年間任意継続をすることが可能ですが、このあたりが国保に与える影響を考えるときに、任意継続をされたほうがよろしいのか、それとも速やかに国保に移られたほうが国保にとってはよろしいのかをご確認させていただければと思いました。歳入については以上3

点です。

もう一つ、歳出について確認したいのが、アのところで受診率の向上、実施率の向上ということを掲げておりますが、現状として今何%あたりを維持されていて、傾向として今向上に向かっているのか、下降しているのか、そのあたりをどのように見定めて向上を掲げたのかを確認させていただければと思いました。

【課長】

まず、未納となっている方に通知等が届いていて、ご本人がそのことを把握できているのかというお尋ねがございました。未納となっている方に対しましては、こちらから督促状というものをお送りしている他、催告センターというところから、未納になって時間を置かずに、納め忘れがございますというお知らせをしておりますので、ご本人には、こうした未納が生じているという状況は認識をしていただいているというものと考えてございます。

それから、資格の点検の部分で収納率への影響があるのかというお尋ねでございましたけれども、未納がある方につきまして、こちらでさまざまな調査をしていく中で、この方は既に就職をされているのではないかというようなことが、調査の中で判ることがございます。こうした場合には、当然ご本人に就職されていないかどうかといったようなことをお聞きするということもございまして、そのようなことから、国民健康保険から別の保険の方に移っている方が判明するといったようなことがございます。その場合、収納率への影響といった部分で考えますと、本来、国民健康保険ではなく、その他の企業の保険に加入されていたという方でございますので、国民健康保険料として納めていただくものは少なくなりますし、且つ、その方が納めていなかった場合には、未納となっていた部分もそもそもなくなるというようなことがございますので、収納率への影響ということで考えますと、プラスへの作用がございます。

それから、任意継続と国民健康保険への加入とでは、どちらが国保にとってはいいのかというお尋ねでございました。こちらは一概には申し上げられない部分がございます。まず、ご本人にとっての保険料負担がどう変わるかということがございます。そこはご本人の選択可能な制度となってございますので、ご本人の方で保険料負担ですとか、給付の中身を比較されまして、選択をしていただいているといった状況でございます。

それから、特定健診、特定保健指導の実施についてでございます。特定健診の受診率については約45%となってございます。こちら政令市の中ではかなり高くなっています。また、特定健診を受けた結果、保健指導の対象となった方に対して行う、特定保健指導の実施率については、10%弱となってございます。こちらについては、対象となる方の10%程しか保健指導を受けていただけていないという状況もございますので、こちらについては対象になった方への利用の勧奨を実施していくものでございます。

以上でございます。

【鎌田委員】

一つは、未納者への通知の仕方は分かったのですが、実情としては、例えば、転居をされていて、その転居した先までちゃんと把握されているのかとか、実際にはさまざまな過程で、今、ご本人の元に、そういう一般的な手法では届いていない方ということへの把握、アクションはどのようにされているのかというところが気がかりだったものですから、先程伺ったところでした。今後、検討されるべきところがあれば検討していただければと思います。

それから、歳出の抑制、受診率、実施率の向上ということで伺いましたので、ある程度受診率については、現状も素晴らしいとは言いかねるかもしれませんけれども、努力されているのであれば、受診率は現状維持プラスアルファというのが実質的な目標なのかなというような感じがいたしました。一方で、実施率につきましては、本来、受診によって治療を進めていただきたいという方々へのアクションかと思いますので、そういう方々にとって本当に健康維持のために100%に近づけるような努力が求められると思いますので、そのあたりのところをどのように図っていけるのかが、この計画を実現、進めていく上で、十分検討が必要だというような感じがしましたので意見として言わせていただきます。

【会長】

他にございませんか。

【大内委員】

平成26年度から保険料の計算の仕方が変わりました。それについては、いろいろ新聞等で高額になったというような話を聞きますけれども、今年度の保険料の収入の見通しは、どのくらい増えるでしょうか。あるいは減りますでしょうか。

【課長】

まず、ご負担いただく保険料といたしましては、今年度必要となる医療給付の金額を賄うべき保険料ということで設定をさせていただいてございます。したがいまして、医療費が増加の傾向がございますので、保険料総額としてご負担をいただく金額は増える見込みでございます。収納率の関係でございますけれども、算定方式の変更等々ございますけれども、今年度、現年度で89%、総括で77%という昨年度よりさらにプラスの目標を立ててございますので、先ほどご説明いたしましたような取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

【大内委員】

算定方法が変わり、料率を少し上げる操作をしているということですか。

【課長】

説明が不足してございました。必要な保険料としてご負担をしていただく総額について、その考え方へ変わりはございません。それをご負担をいただく方式をどのようにするかというようなところで、昨年度と今年度で変更をしたということでございます。様々、お問い合わせ等々いただいているところでございますけれども、その内容を十分にお聞きいたしまして、算定方法の内容、計算方法、増減の理由について、丁寧にご説明を申し上げましてご理解をいただくということに努めていくところでございます。

以上でございます。

【渡辺委員】

新年度の運営方針についてご説明をいただいたわけでございますが、基本的にはこれで良いだろうなと思っているところです。

歳出の抑制のウレセプトについて目標を掲げております。最近の報道によれば国はレセプトデータを有効に活用したい、ビッグデータを有効活用して無駄をなくしていく、というふうな報道があります。無駄の定義についてはいろいろあるのだろうと思いますし、私も見解を持っています。しかし、流れとして、レセプトデータを有効に活用していくということは、大事なことだと私は思っております。来年度には間に合わないのかもしれません、今後、本市が国民健康保険事業の運営において、かなり重要な位置になっていくのではないかと思いますが、お考えが今現在あればお聞かせいただきたいと思います。

【課長】

国民健康保険におきましても、電子化が進んでおりますレセプトや、先程ご説明いたしました特定健診の結果を活用するなどいたしまして、被保険者の健康課題というものを明確にして、重症化予防等の保健事業に取り組むべきと国から方針が示されているところでございます。本市におきましては、今年度、宮城県国民健康保険連合会で実施をしております、レセプトデータ利活用によるモデル事業というものに参加をいたしまして、県の国保連の協力をいただきながら、1件200万円以上の高額レセプトの分析ですとか、生活習慣病で治療を受けていらっしゃる方の、特定健診を受診されているかによる医療費の違いといった、レセプトデータの分析といったものを、今年度から試行的に開始したところでございます。この分析結果につきましては、重症化予防等の保健事業を展開する上で活用できると考えてございますので、今後とも国保連と連携、協議しながらデータ分析を行いまして、重症化予防等の保健事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【渡辺委員】

差し当たり、そういうところから利用していくというふうに理解いたしましたが、もっ

ともっと利用の仕方があるだろうと思います。さらに利用をしていくためには、レセプトの電子化ということが必要だろうと思っておりますが、全国平均だと医科で96.5%。調剤で99.9%とかなり電子化が進んでいるようです。しかし、私も、同級生とか、お世話になっている先生などに拝見すると、信念として手書きでおられる方もいらっしゃって、それが100%までいかない理由なのかなと思っております。しかし、かなり高い数字になっておりまし、いわゆるビッグデータということで利用していくことが流れであり、しかも国の方針にあるということからすれば、本市のレセプトの電子化率というのはこれから大変大事であるというふうに思いますが、医科、それから調剤の電子化率というのは把握されておられるのでしょうか。あるいはお医者さん、あるいは薬剤師の先生と話し合いをしておられるのでしょうか。

【課長】

本市のレセプトの電子化の進捗具合ということでございますけれども、私共としては今現在把握しているものはございません。

【渡辺委員】

県の国保連合会が、取りまとめをしているということですから、そことの関係も出てくるのだろうと思います。その点もうちょっと確認をしていただきたいなと思います。

それと、個人の医療費については、多いから無駄だというふうには私は思いませんし、少ないからいいとも思いません。適切に治療がされていくべきだろうと思っております。必要な方には手厚く対応していくべきだと思っておりますので、限られた予算を適切に運用していくためにもレセプトの電子化というものは必要なものだと思っております。仙台市の保険者としては、大事な仕事の一つとして電子化に取り組むべきだと思いますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

【健康福祉局長】

只今の、レセプトの分析については、国からいろいろな方針が示されていきますので、その上で取り組んでいきたいと思います。

国はビッグデータを使って分析をして、医療費を圧縮しようとしているわけではなく、むしろ、そのレセプトを分析した上で地域格差がどこにあるのかというのを探ろうとしているのです。ところが、報道ベースでは無駄な医療費というような表現をされているので注意していかなくてはならないかなと思っています。

その上で、医療費の問題を論じると必ず医療費の適正化という話になるのですが、この医療費適正化というのは、最終的には医療費全体を抑制するという形になりますけれども、どういう手法なのかというと、先程ご説明いたしましたような特定健診、保健指導の実施率の向上ですとか、重症化予防、さらには前回議論にもなりましたレセプトのデータを活

用する中での後発医薬品の利用促進、あるいはもっと大きなものとしては入院期間の日数の短縮といったもののがあげられます。我々としてもその状況を調べてみたのですが、一人あたりの医療費が一番高い高知県について、どのような因果関係があるのかというと、高知県は日本で一番病院の数が多く、病院の数と医療費には相関関係があるのですが、診療所の数と医療費の相関関係は見られないのです。今後は、レセプトのデータを活用して、全国的な分析が進むと思いますけれども、医療行為そのものを抑制するのではなく、必要な医療は当然提供しなければなりませんし、こういった重症化防止のための事前の対応を積極的やっていくということが最終的には医療費の抑制に繋がっていくと考えております。

【渡辺委員】

今のご説明で理解ができました。レセプトの有効利用ということについては、医療費の無駄の削減、実質的な無駄の削減にもなりますし、それよりも大事なのは有効利用できるということだと思いますのでご検討をしていただきたいと思います。

もう一つ、ジェネリックについては大内委員のご質問の中でお伺いがありましたけれども、今年の2月から始まったばかり、3薬剤ということでございます。これについては青沼委員のジェネリックに対する御見解もいただきまして、簡単にはいかないこともあるというふうに、それ以来理解をしておりますけれども、この2月から始まった3薬品について今現在、何か報告できるようなものはございますか。なければ、いつ頃のそのあたりの結果が報告される予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

【課長】

この2月に初めて、後発医薬品の差額通知を実施いたしまして、今現在、この通知の効果といいますか、切り替えがどの程度進んだのかといったところを集計している最中でございます。2月に通知をお知らせした後、今年5月にもあらためて通知をお送りしてございますので、そちらと合わせて、年内中には集計をして、切り替えがどの程度進んだのかといった部分についてはお示しできるかと考えてございます。昨年の運営協議会の場で、協会けんば宮城支部さんからの取組内容をご紹介いただいた際にも、効果について、お話しをいただいておりますので、仙台市で実施したものにつきましても、同様に一定程度の効果はあると考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それではなければ、「平成26年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」は

原案のとおり承認してよろしいでしょうか

〔「異議なし」の声あり〕

【会長】

異議なしのことですので原案のとおり承認をいたします。

続きまして報告事項①の「国民健康保険料等収納対策について」事務局から説明を願います。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今、ご説明がありました件についてご意見ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ご意見、ご質問等がないようですので、報告事項①の「国民健康保険料等収納対策について」は以上といたします。

最後に(3)その他として何かございませんか。

それでは、私の方からお話をさせていただきます。

この協議会の前後にも、委員の皆様から、いろいろなご意見をお聞かせいただきました。先ほどいろいろ質問もあったとおり、保険料の算定方式が変わったこともあって、なんらかの対応が必要ではないかということがありました。このことについては、皆さんの関心も高いことですので、丁寧に説明をし、国に求めていくことも必要だろうし、仙台市としても丁寧な施策が必要だろう、ということを我々委員の意見として、皆様からお聞きをしていましたので、この間、市当局にも言ってまいりました。これから、減免制度について説明があるとのことです。

それでは、保険年金課長。

【課長】

(別紙資料に基づき説明)

【会長】

只今の説明がありました件についてご意見ご質問等はございませんか。

【石川委員】

3人世帯で34,000円の軽減ということで説明がありましたが、これは月間ですか。年間ですか。

【課長】

年間です。

【石川委員】

さきほど会長の方もおっしゃっているように、この運営協議会、さらには議会の場で、被災者の負担軽減策を講じるべきだと論じてきたわけですが、関係しての話でもよろしいでしょうか。

【会長】

関連があればどうぞ。

【石川委員】

算定方式の見直しによって、一気に負担が増えるということがあって、仙台市独自で 3 年掛けての負担軽減策、激変緩和策をとることにしましたが、それでも大変だということなのですけれども、今年の 6 月にその内容を対象者に送付をした後の反応について、若干お話をいただければと思います。

【課長】

6 月 16 日に今年度の国民健康保険料の納付書をお送りいたしましたけれども、その前の 4 月下旬に、今年度から算定方式が変更になりますということを、全ての被保険者の方にダイレクトメールでお送りいたしました。そういう事前の周知、広報については努めてきたところでございましたけれども、納付書をお送りいたしまして 6 月中旬以降、下旬までの間に、電話、区役所、総合支所の窓口を含めまして約 9,700 件のお問い合わせをいただいたところでございます。お問い合わせをいただきました際には、全国統一の方式に今回統一した、税制改正の影響を受けなくする、所得に比例して広くご負担をいただくということ、それから、今、委員からもお話がございました、3 年間の急激な負担の増加を抑制する措置を取っているといったことも合わせましてご説明して、ご理解をいただくということに努めてきたところでございます。こうした説明等の中で、先程、平成 26 年度の計画の中でも申し上げましたけれども、実は保険料の軽減に該当する方が、所得の申告がされていないために軽減に該当していないといったことが判ることもございますので、所得の申告をするように、こちらからご案内をするといったこともいたしているところでございますし、いろいろご事情をお聞きするなかで、昨年と今年とで収入が大幅に減っているといったことが判ることもございますので、こうした際には減免に該当するのではないかということも含めてご説明いたしまして、丁寧な対応に努めているところでございます。

【石川委員】

毎年の国民健康保険料に関するお問い合わせ等について、どれくらいの数かというのは私は把握しておりませんけれども、9,700件というのは非常に多い数だと思います。通常ですと、それほどではなく、その差が大体今回の激変緩和策に対する問い合わせであつただろうと想定されますけれども、今、課長がおっしゃったとおり、あらためて、様々な減免措置とか対応策というものが考えられますから、その問い合わせをされた方々に対しては、しっかりととした対応をしていただきたいと思います。特に国民健康保険に加入している方々というのは、急激に所得が増えるわけではありませんし、一方で、激変緩和策等を講じながらも負担は毎年増えていくわけなので、例えば、今回のこの減免制度の導入もありますけれども、そういう検討、目配りは是非やっていただきたいと思います。

【会長】

他にございませんか。

【鎌田委員】

今ご説明いただいた、問い合わせによって新たに軽減対象と判明するような方は、まだ救われていると思うのですが、問い合わせをせずに諦めてしまっている方々に対するフォローということをしっかりとしなければならないと思うのです。特に今回のこと、私自身、激変緩和措置を取ることで了承したつもりでいた途端に、何でこういう状況になっているのか、このことについて賛成されたのか、ということまで問われる方も現実にいらっしゃるわけです。その方の場合は、激変緩和の対象というよりも、震災特例による税制の軽減措置が解かれたことによって、数年前と比べていればさほど負担の割合が高まったわけではないのだけれども、前年度と比較すると急激な増加をしてしまっているということで、そういう方もいらっしゃるということも、想定していなければならなかつたことについては、私自身不徳の致すところであったとは思うのですけれども、今後も、様々な複合的な要因で、被保険者の方々に対して負担が高まるというふうに思われる可能性というのは十分に想定をして、その方々に対する事前の説明というものを行っていけば、問い合わせ等もせずに済むということにも繋がるのだと思いますので、今後、取り組みとして、特に国保の点では十分な配慮というものを、これまで以上にお尽くしていただきたいということを意見として述べさせていただきます。

【課長】

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

無いようですので、低所得者世帯に対するあらたな国民健康保険料の減免制度については以上といたします。

他に何かございませんか。

【横式委員】

それでは、本日配布させていただきました資料に基づきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。少し時間が経過してしまって古い情報ではありますが、3月28日に仙台市と健康づくりの推進に向けた覚書を締結させていただいております。先程来、運営計画等の中でも、歳出の抑制等を含めてご説明がありましたが、いわゆる健康である人を増やしていくということが国保、または協会けんぽにとっても、財政の健全化に繋がるものと考えておりますので、仙台市国保と協会けんぽだけでも、多くの市民の方をカバーしているという状況にありますので、ここは、是非、各種事業の取り組みについて、連携をとって行うことによって、多くの市民の方に健康づくりに取り組んでいただければといったようなことで締結をさせていただいております。締結にかかる主な項目ですとか、次のページには今年度予定しております事業連携の具体的な内容等も載せておりますので、是非、ご参考のために見ていただければと思います。

以上でございます。

【会長】

横式委員。ありがとうございました。他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上を持ちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。

委員の皆様には、円滑な進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成26年11月12日

会長

佐藤正昭



署名委員

大内修道



署名委員

横式一司

